

明海大学公的研究費不正防止計画

2022年9月

明海大学研究不正防止計画推進委員会

本学における公的研究費を適正に管理運営し不正使用を防止するため、「明海大学公的研究費管理・運営規程」第12条の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 公的研究費の不正使用防止に向けた管理運営体制の整備

公的研究費の不正使用防止に関する管理運営体制を次のとおり整備する。また、これらをホームページで公開し、常に学内外に周知する。

(1) 最高管理責任者

本学における公的研究費の管理・運営について、本学全体を統括し最終的な責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- ① 不正防止対策の基本方針を策定・周知し必要な措置を講じる。
- ② 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の管理・運営が行えるよう適切なリーダーシップを発揮する。
- ③ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。
- ④ 不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、研究者等の意識の向上と浸透を図る。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について大学全体を統括する実質的な権限と責任を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

- ① 組織横断的な体制を統括する責任者として、大学全体のコンプライアンス教育及び啓発活動等の具体的な実施計画を策定する。
- ② 公的研究費の管理・運営の状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者

部局における公的研究費の管理・運営について実質的な権限と責任を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部、研究科の長、総合教育センター長及び各事務部の長をもって充てる。

- ① 部局において公的研究費の管理・運営を適切に行うための対策を実施し、実施状況を確認する。
- ② 不正防止を図るため、部局における研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を管理監督する。
- ③ 統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、継続的な啓発活動を実施する。
- ④ 研究者等が適切に公的研究費の使用・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- ⑤ 部局の公的研究費の管理・運営の状況を、定期的に統括管理責任者を通して最高管理責任者に報告する。
- ⑥ コンプライアンス推進責任者の役割を補佐させるため、必要に応じてコンプライ

アンス推進副責任者を任命する。

(4) 不正防止計画推進委員会

不正防止計画推進委員会を設置し、公的研究費の不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止するよう努める。委員会の委員長は、最高管理責任者をもって充てる。

2. 公的研究費の不正使用防止に関する取組方針

(1) 関係者の意識向上（研究者等）

- ① 最高管理責任者は、不正使用の防止について意識向上を図るため、本学の研究者等の行動規範を策定する。
- ② 公的研究費の管理・運営に関わる全ての研究者等は、不正防止対策の一環として本学が実施するコンプライアンス教育を受け、誓約書を最高管理責任者に提出する。
- ③ コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費等の運営・管理に関わる研究者等を対象としたコンプライアンス教育及び不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- ④ コンプライアンス教育の内容は、各研究者等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- ⑤ コンプライアンス教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的な受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

(2) 関係者の意識向上（取引業者）

- ① 研究者等と取引業者との癒着による公的研究費の不正使用を防止するため、取引業者に対し不正使用に加担しないよう注意を促す。
- ② 別に定める基準に該当する取引業者からは、誓約書の提出を義務付ける。
- ③ 不正な取引に関与した業者には、一定期間の取引又は以後の取引を停止するほか、不正な利得の返還を求める。

(3) 公的研究費の適切な管理・運営の基礎となる環境に関する事項

- ① 公的研究費の管理・運営に関しての相談を受け付ける体制を整備する。
- ② 公的研究費の使用ルール等を定め、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。
- ③ 適正な運営・管理体制を保持する観点から、支出基準の見直しを定期的に行う。
- ④ 支出基準の周知徹底を図るために、研究者対象の説明会を実施する。

(4) 不正使用の発生要因の把握に関する事項

- ① 教育研究現場における公的研究費の使用について、研究者等と事務職員の間で、課題点等を共有するための取り組みを行う。
- ② 不正の起こりうる要因や背景等を把握し、公的研究費の不正使用を防止するための取り組みに反映させる。

(5) 不正防止対策に関する事項

- ① 物品の検収について、適正かつ確実に実施するための取り組みを行う。
- ② 毎月ごとに収支簿を提示し、計画的な研究費執行を実現するための取り組みを行う。
- ③ 旅費、人件費・賃金、その他について、適正に執行するための取り組みを行う。

(6) 不正防止の通報の対応に関する事項

- ① 学内外からの告発等（学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置し、学内外に公表する。
- ② 報告を受けた場合の手続き及び措置等に関し必要な事項を明確にした規程を整備する。

3. 公的研究費の不正使用防止に関する具体の取り組み

公的研究費の不正使用防止に関する具体の取り組みについては、取り組みを確実に実行するため、各年度における行動計画を策定する。

4. モニタリング及び内部監査

(1) モニタリング

- ① 関係部署が連携し、公的研究費の執行に関するモニタリングを実施する。
- ② モニタリングを通じて、教育研究現場の現状を把握し、不正使用の防止に向けた取り組みを反映する。

(2) 監事

- ① 不正防止計画推進委員会等と連携し、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認した結果について、理事会において定期的に報告し、意見を述べる。
- ② 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認した結果について、理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

(3) 内部監査

- ① 内部監査マニュアルを作成し、毎年度定期的に一定数の内部監査を実施する。
- ② 実施に際しては、監事及び監査法人と連携し、行う。
- ③ 内部監査の結果は、不正防止計画推進委員会へ報告し、把握した不正発生要因に応じて、随時内部監査マニュアルの見直しを行うものとする。

5. 不正防止計画の策定

不正防止計画推進委員会は、公的研究費の不正を発生させる要因を常に把握・分析し、具体的な不正防止計画の策定を行う。

6. その他

不正防止計画の実施に当たっては、行動計画の進捗管理を行うとともに、当年度毎に取り組み結果を評価し、次年度の行動計画に反映させる。